『立命館経営学』

論 説

知的財産権・ブランド・のれんの資産性

無形資産会計の国際比較を中心として

藤 田 敬 司

目 次

はじめに 本稿の趣旨と目的

第1章 いま,なぜインタンジブルズか 無形資産を巡る新たな動向

第2章 無形資産会計の共通原則と改訂の傾向

第3章 研究開発費会計基準の問題点

第4章 比較表から見たわが国無形資産会計の特徴

第5章 米国の新「のれんおよびその他無形資産会計基準」の先進性と問題点

おわりに 将来への展望

付表

無形資産会計の国際比較 アメリカ

無形資産会計の国際比較 英国

無形資産会計の国際比較 国際会計基準

無形資産会計の国際比較 日本

はじめに 本稿の趣旨と目的

最近,わが国でも知的資産(権)やブランドが企業会計の話題になりはじめた。

また M&A の盛行に伴い,企業結合会計の国際的調和が検討されており,その際パーチェス 法によって不可避的に発生するのれんをどう会計処理するかが重要な課題となってきた。これ らの知的財産・ブランド・のれんは,いまさらいうまでもなく,企業競争力と超過収益力の源 泉であり,経済的資産としての無形資産である。

ところが,これらの無形資産は,企業経営者は,自社内で創出するための支出は"投資"と考える一方,企業会計では,通常,資産として認識することを禁止しているため,実質的には重要な資産でありながらオフバランスとなっている。

また,最近は,バランスシート上の純資産だけではなく,オフバランスになっている無形資産の方がより重視され,買収のターゲットとなる M&A が増えている。

本稿の目的は,このような状況下で,無形資産を巡る米国会計基準や国際会計基準等との国際比較から,無形資産概念の変化と今日的意義を検討することであるが,念頭にあるもう一つの目的は,これからの M&A における無形資産の価値評価のあり方である。というのは,これからのわが国でも企業結合会計が導入され,パーチェス法の適用が普遍的になれば,被買収企業が潜在的にもっている無形資産の評価と会計処理,すなわち,資産が損益か,資産であって

も規則的償却か減損か、はその後の企業業績を大きく左右するからである。

第1章 いま,なぜインタンジブルズか 無形資産会計を巡る新たな動向

無形資産会計の国際比較に入る前に,最近の動向を整理しておきたい。

1) わが国における知的財産・ブランドへの関心の高まり

2002年の春から夏にかけて,内閣府は「知的財産戦略大綱」を,また経済産業省は「ブランド価値評価研究会報告書」を公表した。いずれも根底にあるものは,先進国間の競争力を高め,企業価値を高めるには,モノ作りに専念するだけではなく,知的財産(権)やブランドなど無形資産への投資を増やし,その価値を再評価しなければならない,という主張である。再評価といっても,知的財産権やブランドをいますぐ資産として直接バランスシートへ計上することを勧めるものではないが,前者は知的財産が財務諸表の記載から脱落していることが経営者の知的財産に対する関心が低い理由と考えているようであり,後者はオンバランスに耐えるだけの客観性を備えたブランド評価モデルを開発したと自負している。1)

このように知的財産やブランドは、わが国だけの現象ではなく、他の先進国でも、いまやインタンジブルズ (intangibles) という新しいネーミングで喧伝されはじめた。

しかし、その実体は、わが国では、伝統的には試験研究費・開発費(商法上の繰延資産)として費用処理(最近では研究開発費会計基準により発生時一括費用処理)されてきたもの、または無形固定資産としてバランスシートに計上されてきた工業所有権・のれん等に他ならない。

2) 有形資産に対する,無形資産の重要性増大

アメリカでは,1980 年代から知的財産(intellectual property)としての特許権を保護する「プロパテント政策」を推進し,1990 年代には,"B2B"とか "B2C"の " e ビジネス " として開花した。"B2B"においては,モノ作りのアウト・ソーシングによる " 持たざる経営 " を可能にする一方,"B2C"においては,顧客関係構築によるブランド価値経営を促進した。 2

このような IT による経済的繁栄は,一時"ニュー・エコノミー"ともてはやされたが,アウト・ソーシングの受け皿となる国や企業を含めたトータルな議論が欠けていたと思う。

いずれにせよ、米国製造業の競争力衰退を補う上で、知的財産やブランドが重要性を高め、 企業価値の決定因子は有形資産から無形資産に移行していると云われるようになった。このような状況下で、知的財産やブランドが資産として計上されていないバランスシートは正しく企業情報を開示していないという批判が高まってきた。

わが国でも,ブランドはじめ無形資産を計上しないバランスシートは,もはや企業の実態を 反映せず,"アンティーク"だ,とする意見がある。³⁾

しかし,企業価値とは,バランスシートに計上された資産・負債の差額である純資産ではな

く,市場の企業評価指標としての株価時価総額であるという説,株式時価総額と純資産簿価の 差額はオフバランスとなっているインタンジブルズであるという説,さらには,株価総額対純 資産倍率は何十倍にも達する場合の差額はブランドであるという説にはうさん臭いものがある。 というのは,株価崩落時には無形資産の資産性も崩落するからである。

また,バランスシートは,はたして不確実な将来収益力の源泉としてのブランドを計上すべきか。将来収益力としてのブランドを資産に計上する場合,貸方はどうなるのか。未実現利益として負債と資本の中間か。または資本の一部か。そもそも投資意思決定の情報源はバランスシート以外にはないのか,等々の疑問が次々湧いてくる。

また, $B\cdot Lev$ は," すでに 1990 年代の終わりには,インタンジブルズが情報化経済の牽引役を担い,公開企業の市場価値の半分超を占め,その年間投資額は 1 兆ドルに達する。20 年後のバランスシート上の資産内容は 無形資産の方が有形資産を上回るだろう"と予測している。

では近い将来 US.・GAAP が目に見えない無形資産をバランスシート上で報告させることになるのか,と問われれば,その可能性についてはかなり慎重である。284)

無形資産の将来価値は,有形資産や金融資産と比べて不確実性が高く,市場が成立しないために客観的な価値測定は不可能に近く,模倣されないための管理が難しいからである。

3)知的財産の登場

有形資産に対する無形資産全般の重要性増大は上記の通りであるが,インタンジブルズを個別に検討すると,まず近年脚光を浴びているのは,知的財産である。知的財産とは,世界知的所有権機関(WIPO)設立条約第2条の定義によれば,文学・芸術及び学術の著作物,実演家の実演,レコード及び放送,人間活動すべての分野における発明,科学的発見,意匠,商業・サービス及び商号その他の商業上の表示,不正競争に対する保護である。5)

上記定義に基づいて知的財産(権)の中身を整理すれば,著作権,法律によって保護されている工業所有権,プランドであり,さらにはのれんを含む無形資産全体である。

最近のわが国政府の無形資産関係をめぐる動きについては,すでに本章 1)項で述べたが, これらの動きの背景にあるものは,前項 1)で述べたように,モノ作りだけでは景気回復の目 処が立たず,知的財産を保護育成し,ロイヤリティ収入を計らなければならない,また,株価 低迷の日本企業が敵対的買収の餌食にならないためには,取得原価主義によるバランスシート ではなく,オフバランスのブランド価値を含めた企業価値の開示が必要とする考え方のようだ。

こうして無形資産価値の測定技術が向上して行くとは云え,不正確な測定と認識は,一歩間 違えば投資家をミスリードするリスクがある。

知的資産やブランドが法律その他によって保護される権益とすれば,のれんは事実上の権益 である。また,個々の知的資産やブランドは識別可能であり第三者への個別売却やレンタルも 可能であるが,のれんはそれ自体では識別不可能である。

知的資産もブランドものれんも,企業価値を構成する重要な無形固定資産であることに変わりはなく,3 つともヒトの知力によって生成・発展・維持されるという意味では,すべてが知的財産である。以上のように,これら3つの無形資産は,発生経路も本質も相互・密接に絡みあっているだけに,会計上は3つの特性を厳密に区分しながら検討しなければならない。

4)ブランド価値不滅論の台頭

英国など一部の国では、プランド価値はのれん価値と違って他社との競争によって摩耗するものではなく、償却不要とするいわゆる"ブランド現象(Brands Phenomenon)"が起きた。
の 内部創設プランドの資産計上や、買取りのれんからブランドを分離し非償却資産として扱う現象である。

このような風潮に歯止めをかけるべく,1997 年に英国会計基準委員会(ASB)が公表した財務会計基準書(FRS10号)はブランドとのれんの差別的取扱いを抑えたはずである。

しかし,FRS10 は買取りのれんの一定年数にわたる規則的償却とともに,償却に代えた減損テスト法も認めている。 さらに融通無碍なことに,内部創出無形資産であっても,"容易に確認できる市場価値" (readily ascertainable market value) がある場合は内部創出無形資産の資産計上を許容している。 7

また,ブランドは,商標や商号と同義語であり,経営や技術の成熟度,アフター・サービス等と補完的関係にあるため,のれんや知的財産から明確に区別する方法は現実にはあり得ない。

5)無形資産の資産性はなぜ脆弱か

インタンジブルズを巡る最近の動向を上記のように整理すると,次の2つの傾向が確実に読み取れる。

すでにオンバランス化されてきた買取り無形資産の償却を免れたいということ。なお,すでにオンバランス化されてきた無形資産とは,買取り対価として支払われた金額に客観性があるからであり,それを償却する期間,すなわち経済的効果が続く期間は不定であり,おおよその推定期間の収益に見合わせて費用化するものである。

従来オフバランス扱いされてきた資産を何とかオンバランス化したいということ。なお,従来オフバランス扱いされてきた無形資産とは,企業内部で創出されたブランドやのれんであるが,それは企業活動と一体であり,資産化すべき支出の範囲を特定できるものではない。これらの傾向が顕著になってきたのは,通説では,1985年に米国 FASB が SFAC6号により,将来の経済的便益を生むものを資産と定義したころからである。

たしかに、知的財産もブランドものれんも将来の経済的便益を生むという意味では資産であ

る。しかし,会計上も資産として計上するのには,SFAC5 号 (1984年)による,目的適合性や 測定可能性や信頼性がなければならない。その辺りの議論は抽象論に終始し,科学的立証が欠 けている。

損益計算書と貸借対照表のどちらがより重要かという従来からの議論は,最近の新会計基準で見る限り,後者に軍配が上がりつつあるが,無形資産の資産性に関する議論では抽象論が過剰であり,過剰なるが故に資産性に対する疑義はますます増幅する。

第一に,"容易に確認できる市場価値"は現実に存在しない。その市場価額が得られることを内部創出無形資産の認識条件とする英国ですら,あるのはロンドンのタクシー・ライセンスの取引所程度といわれる。その他の知的財産は個別性が強く,せいぜい整備されたとしても店頭市場程度であろうが,これからの無形資産は,特許を取得した会社がひたすら秘匿するのではなく,広く活用者に門戸を開くためにも,知的財産市場を整備する必要はあろう。さもなければ市場価値に客観性を期待するのは無理がある。

第二に,知的財産はヒトの知性と感性から生まれ,ヒトとともに保有・移転する。法律がある程度の制限を加え,権利を保護することはできるが,消滅または拡散は防げない。

個人の知的能力から生まれた技術は誰のものかというのは深刻な問題である®

また会社役員・従業員の一部にせよ,社会倫理をないがしろにした行為は,一瞬のうちに営々と築いたコーポレート・ブランドを潰すことも最近の企業不祥事ではいやというほど見せつけられたところである。

第三に,ブランドを維持するには,毎年毎年巨額の広告費や試験研究費を費やすことを覚悟しなければならない。"消費者はゴキブリと同じだ。殺虫剤をかけつづけると,そのうち免疫ができてしまう"という指摘すらある。⁹⁾

また、「のれん非償却説」の一つに、超過収益力は毎年経常的に支出される費用によって維持されているにもかかわらず、のれんの償却費まで計上すれば、費用は過大に計上されることになるという説がある。 10 (なお、最近の「のれん非償却説」の論理については、第 2 章 6) 項参照)

いずれにせよ,無形資産の価値を維持するには,カネだけではなく不断の努力と創意工夫が 求められることに変わりはない。

第2章 無形資産会計の共通原則と改訂の傾向

本章以下では,付表「国際比較」に沿って検討を進める。

1) 共通原則は"内部創出による無形資産の資産計上禁止"

"のれんは有償による譲り受けまたは吸収合併もしくは合併により取得した場合に限り資産 に計上することができる"(わが国商法 285条の7),また,"外部からの取得によらない無形固定 資産は資産計上してはならない"(ドイツ商法 HGB248 2),と法定されているが,外部取得の無 形資産は資産計上を義務とし,内部創出の無形資産は資産計上禁止している。この原則は国際 会計基準にも共通するところである。

もともと無形資産は収益の源泉であっても,活発に取引される市場がなく,客観的な価値評価が難しいために,企業内部で支出された研究開発費(R&D)は発生と同時に費用処理する一方,買入れ資産でも資産効果の継続性は不確実であるから,一旦資産に計上しても,その後の処理は規則的に償却するのが一般的だ。

ところが,英国では他社からの買入れブランドはもちろんのこと,内部創設ブランドを資産計上する現象が見られ,米国では企業買収によって発生したのれんの償却を禁止する新会計基準が制定されるなど,いままでの常識を覆す動きが見られる。

英国では,償却資産としてののれんから非償却資産としてのブランドを分離する処理を牽制する動き (1998 年の FRS10) もあるが,ブランド価値の不滅神話は消えず,絶えず費用化処理と資産化処理の葛藤が蒸し返されている。

企業内で作られた無形資産は価値評価に客観性がないとされる一方,他社から買入れた資産,企業買収により取得したものには、いわゆる第三者取引による価額であるからバランスシートに計上できるだけの信頼性があるとされる。11)

国際会計基準も内部創出のれん・プランドの資産認識を禁じているが、その理由については、 "たとえそれが企業価値と識別可能な個別資産総計との差額であっても、企業によってコントロールされ、信頼性ももって測定できる資産ではないから"である。(IAS38, Para38)。 (なお、研究開発費の例外処理については後述。)

2) 共通の無形資産分類基準は "識別可能性"

米国 FASB の前身である APB 意見書 APB17 号 (1970年) は , インタンジブルズを分類する 基準として次の 4 つの基準を提唱した。

識別可能性…他の資産から分離して,別個の資産として認識できるかどうか 取得形態…単独所得か,資産グループとしてか,企業結合か,あるいは内部創出か 期待される便益が持続する期間…法律や契約で制限されているか,人的・経済的要因による か,あるいは無限大か,もしくは測定不能か

企業全体から分離可能か,企業と一体・不可分か

このような分類基準は,英国の FRS10 (1997年) でも,国際会計基準 IAS38 (1998年改訂) でも,ほぼ共通の無形資産分類基準となっている。

IAS38 は無形資産 (intangible asset) を , "物理的実体がない , 識別可能な非貨幣性資産 " と定義し , 資産である限り , モノ・サービスの生産・提供において将来の経済的便益を生み , 企業がコントロール可能でなければならない。

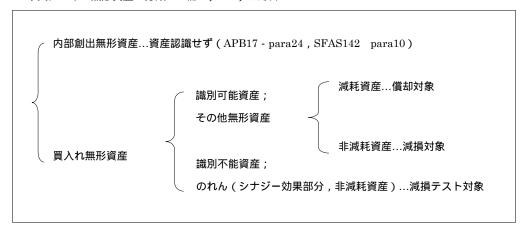
ここで注目すべきは,

識別可能(identifiable)とは,個別に賃貸・売却・交換・配分が可能なこととされ,識別不能なのれんとは一線を画していること,また,

のれんとは,識別可能資産と識別不可能資産の組み合わせから生まれる"シナジー効果"である,という定義である。

2001 年の米国 FASB による改訂「のれん・その他無形資産会計基準」(SFAS142 号) も, 上記 IAS 基準を踏襲している。

米国における無形資産の分類 上記 1)と 2)を総合 -



3)無形資産の範囲の拡大

アメリカの会計基準設定機関 FASB は,2001 年 6 月,「企業結合会計基準(SFAS141 号)」と「のれんとその他無形資産会計基準(SFAS142 号)」を公表し,同月末の M&A から適用開始したが,のれん以外の無形資産を次のように分類した。(SFAS141 paraA10 13)

契約上またはその他法律によって守られる権利…ほとんどの無形資産はこの範疇に属する。 買収した企業から分離して売却・ライセンス供与・賃貸・交換できるもの たとえ売却処分等の意図はなくても,分離可能なもの

個別には分離不可能であっても、他の資産負債との組み合わせにより分離可能なもの

なお,具体的な例示は国際比較表に示した通りであるが,その中の顧客関連無形資産には, ブランドを含む。ブランドとは,通常商標,商号を意味するが,他の資産との組み合わせた資産であり,営業上のフォーミュラ,プロセス,レシピや技術上のエキスパタイズとも関係する, という。(A16)

わが国の場合(第4章,2)項参照)と著しく異なるところは,契約上の権利,さらには契約以

前の顧客関係に至るまで資産性を認めることである。資産の定義から,その所有者は支配できるものでなければならないが,支配は必ずしも法律に依らなくても良い,とするところは国際会計基準(IAS38)と同じである。コントロール可能性は法的権利に裏付けられる場合に最も明白であるが,必ずしも法的保護によるものとは限らない(IAS38 para13)

このように,無形資産の範囲を広く捉えるのは,資産の定義(将来の経済的便益を生むもの)から導き出されるものであろうが,次のような疑問がもたれる。

まず,契約そのものを資産として扱うからには通常締結する契約よりも有利な条件を備えた 契約でなければならない。そうであれば,不利な条件を備えた契約は負債であり,"無形(固定)負債"という概念もなければアンバランスではなかろうか。

次に,顧客リストは契約によっても,法律によっても保護される無形資産ではないが,通常 データベース化され,他社に賃貸して収益を得ることも可能である。その意味ではたしかに 価値ある無形資産である。

ところが,個人情報を無断で賃貸することはできないため,その場合は資産の定義を満たさない。その点は会計基準も認めている。(A18)

しかしながら,現実に"あなたの個人情報を他社に賃貸,または譲渡してよろしいでしょうか?",と問われれば,ほとんどの答えは"ノー"であろう。

リース契約がなぜ無形資産か。機械プラントへの新規投資を,リースに依ることなく,外部 から資金を調達し,有形固定資産として計上すれば金利負担と減価償却費が発生する。

他方リースによれば,リース料が発生する。契約ずみのリース料がリース物件の時価・金利 を下回れば有利なリース契約であり無形資産ということであろう。

リース契約は通常 ,他社への移転を禁じているが ,それでも資産の定義を満たすという。(A10 a)

ここまで無形資産の範囲を拡大すると,金利が上昇すれば有利な契約(=資産),金利が下落 すれば不利な契約(=負債)となる。これでは金融商品と変わるところはないではないか。

また パーチェス法による M&A との関係では 無形資産の範囲が広い方が有利ではないか。 というのは , 買収価額と買収対象純資産との単純差額をのれんとその他無形資産に区分する 場合 , 無形資産の範囲が広いければのれんは小さくなり , 狭ければのれんは大きくなるから である。

4)無形資産の貸借対照表価額は"歴史的取得原価"から"フェア・バリュー"へ

歴史的取得原価主義を基調とする APB17 号は,ある無形資産の単独取得,他の資産とのグループ取得,もしくは企業買収による取得,いずれの場合にも,識別可能な資産については,

取得原価で資産に計上するものとした。

原価とは支出されたキャッシュであり,他の資産であれば(株式等),取得日のフェアーバリューである。ただし,グループ資産として,企業全体として取得した場合は割り振り・配分しなければならない。

識別不可能なのれんについては 企業買収額と上記識別資産額の差額である。(APB17-para24, 25, 26)

ところが,1998年の国際会計基準(IAS38)および2001年の米国新会計基準(SFAS142)は無形資産についてもフェア・バリュー評価へ転換した。

最も厳格な取得原価主義国と見られていたドイツにおいても,連結財務諸表用の 2000 年度 新会計基準 (Deutsche Rechnungslegungs Standard No. 4)では,被買収会社の資産負債に 付すのはフェアーバリューである。

なお,フェア・バリューとは,取得日における公正価値とか,第三者との交換可能価額(DRS4-24)とかいわれるが,無形資産の場合は,有形資産や金融資産のような市場は存在しない。したがって,将来キャッシュ・フローの現在価値をもって,フェア・バリューとせざるを得ない。その実体は主観的評価額にすぎないのではなかろうか。客観的な第三者評価機関が存在しない限り。

5) 取得後の処理は規則的償却から減損へ

一旦資産に計上された無形資産は,経済的寿命に応じて規則的に償却する。法律や契約で保護される知的財産は,経済的効果が及ぶ期間が予め決められている場合があるが,のれんの有効期間は定め難く,主観的判断に委ねざるを得ない。それでは恣意的になるところから,のれんのように,寿命の長さが定かでないものの償却期間は,2001年改訂前の米国では最長40年(APB 17,para9),欧州はじめわが国では20年である。

米国で APB17 の上記結論に至るまでには,のれんの処理方法に関して次のような 4 つの議論があった。その後の国際会計基準はじめ,わが国会計基準にも共通の基盤となったものである。

減損が明らかになるまでそのまま資産計上を維持する

任意の期間にわたる償却を認める

最長期間を定め,その期間以内の償却を強制する

株主持分から控除する

米国新会計基準 (141号,142号) によるのれんも償却禁止と減損テストは,上記 から への変更である。なぜ変更したのか,については次項で検討するが,結論を先取りすれば,持分プーリング法を禁止し,のれん発生不可避のパーチェス法を強制適用するための企業への配慮

としか考えられない。というのは,2001 年 2 月の公開草案では,FASB はいろいろな産業界で行われた買収後ののれんのパフォーマンスについて,14 社へ field visit した結果,のれんは償却よりも減損の方がふさわしいことを発見したからである,と釈明するに止まるからである。

6)のれんの非償却処理の論理

上記 4 つの議論のうち , と は , のれんは企業と一体であり , 企業がオン・ゴーイングである限り , それ自体としては , 他の無形資産と違って , 企業の収益活動に連れて消費されて経済的価値が摩耗するものではないと理解できないこともない。

他方, の資本控除論は,のれんは企業の一部であり,企業価値とともに変動する株主持分であるから資本から控除するという理解し難い論拠によるものであるが,素直な本音は,のれんを資産に計上することによる償却負担を免れるためと聞けば納得できる。

しかし,資本控除論は英国の会計実務で現実に応用されたが,国際的調和を乱し,資本勘定を浸食し,ギアリング・レシオ(長期性負債/使用総資本)を悪化させる結果となり,やがてブランド価値不滅論に基づく非償却処理を生んだといわれる。⁶⁾

また,2001年の米国新企業結合会計・のれん会計基準がのれんの非償却処理を採用するにあたり,「非償却処理+減損テスト」の方がより企業情報の"意思決定有用性"を高めるという説明である。確かに"前代未聞の会計処理"であるが,上記で述べた 1970 年当時から連綿として燻ってきた議論に照らせば,必ずしも突飛な方法ではない。

いずれにせよ,のれんやブランドの非償却処理論は,科学的根拠を挙げての議論ではなく, "政治力学"としての議論にすぎないと思われる。

7) M&A に係わる直接費用の資産化

取得原価主義によれば,たな卸商品や有形固定資産の取得価額には取得費用(使用に供すまでの費用)を含むことは、わが国企業会計原則でもUS GAAPでも同様である。(Schroeder P283)ところが,無形資産の場合は,単独取得の場合は有形資産と同様であっても,M&Aによる取得の場合は単純に加算できない場合がある。

米国 APB 意見書 16号(para58)によれば,持分プーリング法を適用する場合は直接費用であっても,発生時費用処理である。というのは,純資産を簿価で取得した形で投資額を確定するには,費用の資産化は投資と持分のバランスを崩すからである。

(因みに,ニュー・ヨークで上場するドイツ企業,ダイムラー・クライスラー社は,事実上の買収である合併に,パーチェス法ではなく持分プーリング法を適用したが,1998年度の連結損益計算書で,合併費用(Merger Cost)803百万ドルを一括費用処理した。)

他方,パーチェス法適用の場合は,有形資産取得の場合と同様,直接コストは資産化すると

ともに,買収対価としての新株発行に係る費用は資本から直接控除する。

	持分プーリング法 (APB16)	パーチェス法 (APB16 および SFAS141)
直接コスト	発生時費用処理	資産化
間接コスト	発生時費用処理	発生時費用処理
買収対価としての新株発行に係 る費用	発生時費用処理	資本控除

米国における M&A 関連費用の会計処理

ところが,のれんを含む無形資産のフェア・バリュー評価へ転換し,のれんの償却を禁止した米国新会計基準でも,取得に要した直接費用(M&A斡旋機関への報酬,デュー・ディリジェンスのために専門家に払う弁護士・会計士・資産評価鑑定人等への報酬等)は相変わらず取得価額に加えるのは如何なものか。納得できないところである。

私見では,パーチェス法の強制と直接費用の一括費用処理を両立させることは実務界の抵抗が大きいところから,こうなったとしか考えられない。

というのは、識別可能な取得資産の評価が、無形資産を含めて、フェア・バリューに移行すれば、論理必然的に"直接費用を含む個別資産の取得価額がフェア・バリューかどうか"で再評価することになるが、その場合には取得費用そのものに将来の経済的便益を生む資産性があるとは通常考えられずない。また、個別資産のフェア・バリュー評価の結果はみ出た費用部分が識別不能資産であるのれんに"しわ寄せ"され、しかもその取得原価が償却禁止というのは問題がある。

第3章 研究開発費会計基準の問題点

1) 平成 10 年の研究開発費会計基準

わが国では,以上の無形固定資産分類に加えて,知的財産の源泉である試験研究費・開発費は,商法上繰延資産(286条の3)として扱われてきた。ただし,繰延資産は,すでに発生した費用を次年度以降の負担とすることにより,利益の平準化が計れる一方,利益を生む確実性は乏しいため,5年以内で均等償却し,特別の配当制限が課されている(290条)。

ところが,少なくとも,株式公開会社にあっては,商法は変わらなくても,平成 10 年の「研究開発費会計基準」の適用開始以降,事実上試験研究費・開発費の繰延資産計上はもはや許されない。「研究開発費会計基準」制定後は,繰延資産を経由することなく," 発生時一括費用処理 " が強制されることになった。 12

一括発生時費用処理に統一した理由は,基準設定に関する意見書によれば次の3点である。

繰延資産計上と費用処理の任意選択制は,企業間比較可能性を損なう。

"近年,商品サイクルの短期化,新規技術の対するキャッチアップ期間の短縮及び研究開発の広範化・高度化等"により資産計上は好ましくない。

国際的調和を計らなければならない。

上記 , すなわち比較可能性を損なわないように , 一括発生時費用処理としたは , 研究費に限って云えば , まず異論はなかろう。研究とは , 新しい知識の発見であり , 具体的経済効果に結実する確率は極めて低いことから , 費用を繰延資産に計上し , 最長 5 年をかけて償却するのは不健全であった。

他方,"開発とは,新しい製品・サービス・生産方法を計画,設計し,既存の製品等を改良すること",であるが,前半の新しい製品・サービス・生産方法の計画・設計と,後半の既存製品の改良ではかなりの差がある。前者は,その成果が不確実であり,その意味では研究に近いとしても,後者は,その成果が将来の収益につながる確度は高く,資産性は高い場合があるはずである。

自動車メーカーの開発費の大部分は、通常 4 年に一度のモデルチェンジに備えて、エンジン、トランスミッション、ボディー等の開発、試作品の設計・評価・検討に費やされる極めて具体的なプロジェクトであり、将来 4 年間の収益との関連性も明確である。

業績好調な企業は発生時一括費用処理を好み,実務も容易であるが,すべての開発費について一律に資産性を否定したのは,下記2)項から見て,明らかにアメリカ流である。

その点については,意見書は上記 の理由しか挙げていない。すなわち,技術が日進月歩であり,そのスピードが高まり,資産計上は好ましくない,ということである。

不確実性を払拭できず,"通常の改良"と"著しい改良"の境界はあいまいであり,速やかな費用処理は健全決算の建前上好ましいことはいうまでもない。また,研究開発費を繰延資産に計上し,5年以内の償却期間を任意に選択すれば,利益操作の余地があり,統一処理の必要はあった。しかし,研究費とは性格が異なる開発費を一括発生時費用処理するのは再考の余地があるのではなかろうか。

2)米国の研究開発費会計

米国の一括費用処理の歴史は長い。すでに,APB 意見書 17 号 (1970) は,研究開発費は将来便益を生むとして資産計上をしてきた企業に,無形資産の即時費用化を求めた。

米国 SFAS2 号 (1974) は , 基礎的研究から新商品・サービス・生産方法の開発に至るまで , すべての費用を資産化することなく , 発生時一括費用処理とした。

研究開発費は人件費を主体とする一般経費だけではない,研究開発に必要な器具・備品・設備・実験プラントなど有形固定資産はどうするのか。

SFAS4 - para4 によれば、代替的な将来使用が見込まれるものは資産化、見込まれないものは発生時費用処理である。

研究開発費の会計は,経営者判断による将来便益や有形固定資産の将来反復使用に対する判断が重要である。

しかし,あとの 5) 項で触れるように,研究費については極めて明確な会計処理基準であるが,開発費については,そこまで潔癖な処理がはたして妥当なのか疑問が残る。

わが国研究開発費会計基準が発生時一括費用処理を採用したのは,米国会計基準の影響が強く,発生時一括費用処理の原則に対して,コンピュータ・ソフトウエアーの例外(市場販売用ソフトの開発費用については,プロトタイプ完成後の資産化処理)も米国と同じであるだけに注目される。

3)英国の研究開発費会計

英国の開発費の定義は極めて具体的であり、資産化処理への可能性を残している点に注目したい。1989年に改訂された SSAP13によれば、研究開発 (research & development)を基礎研究、応用研究、開発の3段階に分けている。

最初の2つ,つまり新しい科学的発見や技術的知識を得るための純粋に実験的・理論的な基礎研究と特定目的に新しい科学的・技術的知識を仕向ける応用研究については,そのために発生した費用は即時費用処理である。

また、開発費(development expenditure)についても、日米同様、発止時一括費用処理に変わりはないが、開発行為が次の条件をすべて満たす場合は、繰延処理または資産化が可能である。

明確に定義されたプロジェクトであること

関連支出額は分離・識別できること

成果は,市場の状況,パブリックオピンニョン,顧客,環境法制に照らし,合理的な確実性をもって,技術的・商業的有効性が評価できること

たとえ同一プロジェクトにつき追加コストが発生しても,将来売上その他収益は,関連する販売および一般管理費を含めた総支出を上回るものと期待されること

完成までに、そのために増加する運転資本を賄うために必要な経営資源を活用できると期待できること

なお,繰延処理による資産は,商業生産の開始とともに,資産の有効期間にわたって,規則的に償却しなければならない。また,資産の未償却残高は,売上高に照らして毎期末をレビューし,回収覚束ない場合は直ちに減損処理しなければならない。

また、研究開発費処理に関する会計方針、繰延資産の償却期間などについては、詳細な開示

が必要である。

4) 国際会計基準, IAS38 号 (Intangible Assets, 1989 年改訂)による研究開発費 国際会計基準は英国 SSAP13 とうり二つである。研究費の即時費用処理,開発費は上記 か

ら とほぼ同様の条件をすべて満たす場合は資産化しなければならない。

SSAP が " 資産化することができる (may be capitalized)" に対して, IAS は " 資産として 認識しなければならない (should be recognized)", という違いがある。

次のように掲げる開発費の例示から分かるように 資産計上すべき開発行為を極めて実践的・ 具体的な場合に限定している。

生産前,使用前のプロトタイプおよびモデルに関するデザイン,建設,テスト 新技術を伴う,工具等のデザイン

商業生産にスケールメリットではない経済的効果があるパイロット・プラントのデザイン, 建設,運転

新素材,新生産システム等のために選ばれた代替法のデザイン,建設,テスト これらの開発費が資産として計上されても,将来において経済的便益を生むかどうかは分からない。そのために国際会計基準 IAS36 号による減損テストの対象となる。

5)発生時一括費用処理の問題点

研究と開発のすべてについて発生時一括費用処理を強制すれば 短期利益志向が強い経営者には自社研究開発費の削減を誘発する。

そのような短期利益志向企業が,将来利益志向企業よりも高い最終利益を確保し,高い株価 を維持するとなると,研究開発投資に熱心な企業が,研究開発投資を手控える企業によって買 収され易くなるという皮肉な結果を生みかねない。

研究開発行為を"投資"と考える一般常識ともややかけ離れる。

バランスシートの資産が一般常識とかけ離れるのはある程度やむを得ないとしても,それを 承知の上で費用処理を強制するのであるから,"隙"があれば資産化への衝動が動き出す。

第三の問題点は,例外処理として,研究開発終了後のコンピュータ・ソフトウエアー開発費 の資産化処理が認められていることである。

ソフトウエアーについては,製品マスター完成後,または購入ソフトの強化・改良費用は資産に計上することができる。研究開発費全体の取扱いはスッキリしたが,ソフトウエアー絡みの研究開発費処理はいまだに経営判断に負うところが残り,ここでは資産と費用の差は紙一重である。

最近の新技術や生産方式の大方は、コンピュータ・ソフトウエアー抜きには考えられないだ

けに、開発費の相当額はソフトウエアーとして資産化される可能性がある。

第4章 比較表から見たわが国の無形資産会計の特徴

1) 定義を持たず, 例示からはじまる

米国 FASB 概念ステートメント SFAC6 号の資産定義や IAS38 号の無形資産定義に共通するところをまとめれば,資産とは,有形・無形に関係なく,"将来の経済的便益"を生むものでなければならない。

このような定義をもたないわが国商法・企業会計原則・財務諸表規則は無形資産の例示からはじまる。無形資産に限らず,金融商品会計基準においても同様であり,定義よりも金融資産と金融資負債の例示からはじまる。

次から次へと新しいデリバティブ商品が開発される金融商品の場合は,例示方式の方が柔軟に変化に対応できるメリットがある。しかし,無形資産の場合はどうか。

頑なな定義は多様な現実を必ずしも正確に映し出さないが,無形資産の例示がタイムリーに 見直しが行われず,グローバル・スタンダードとの乖離が発生していることに注目したい。

2)契約による無形資産が脱落

上記第一の定義を欠く特徴と無関係ではないが,伝統的な会計学教科書では,無形固定資産は,企業会計原則の固定資産分類("営業権,特許権,地上権,商標権等は無形固定資産に属するものとする")に従って,2つのカテゴリーに分類してきた。たとえば,

法律上の権益である 4 大工業所有権 (特許権,実用新案権,商標権および意匠権),鉱業権,漁業権,水利権,借地権,地上権等,

事実上の権益である営業権(のれん),と分類される。13)

他方,IAS等では,法律で保護される権利以外に,ライセンス,フランチャイズ,リース契約など,契約上の権利も含まれる。

無形資産を将来キャッシュ・フローや経済的便益から定義する IAS 等では,無形資産を"物理的実体は無いが,識別可能で,それを支配する所有者に権利や便益をもたらすノン・マネタリー・アセット",と定義するが,有形か無形かよりも,デリバティブのような契約と区分するには,金融資産との区分にも留意しなければならない。

つまり、「体系制度会計」も指摘しているように、モノの形をとらないと云う意味では無形であるが、"無形"は単なる比喩にすぎないのであり、無形資産の資産性のメルクマールは、"法律または契約によって守れている、もしくは事実上の収益獲得能力"にあることになる。

他方,わが国のそれと共通している点は,たとえば,資産としての金融商品も無形であるが, 契約を時価評価した差額を資産計上するには金融市場がある。しかし,無形資産にはそのよう なマーケットは見当たらず、評価は主観的な将来見通しに依存する。

3)連結調整勘定=のれん?

平成9年の連結財務諸表原則改訂における最大の目玉は、いまさら云うまでもなく、連結対象となる子会社の範囲を決定する、「実質支配基準の導入」であり、子会社の支配獲得時の資本連結手続きにおける、「子会社資産・負債の時価評価の強制(任意ではなく)」であった。

後者の時価評価強制によって,親会社による子会社株式への投資額と,子会社資本勘定に占める親会社持分額との間に「投資差額」の発生が不可避となった。

子会社の資産負債をフェア・バリューで時価評価したあとの資本持分と投資との「投資差額」は「連結調整勘定」と呼ばれ,その実態は"超過収益力,すなわちのれん"であるとして,20年以内に定額償却することになった。

(改訂連結原則第二部 二 5 - 「資本連結手続きの明確化」および関連注解の部参照)

最近の新会計基準そのものが金融ビッグ・バンの一環であり,事実上のグローバル・スタンダードである英米会計基準への収斂であった。

その際、必要な検討を加える時間は確かに乏しかったと思われる。

ところが, M&A だけではなく,会社分割を含めた多様な企業組織再編がこれからの産業界の重要課題となり,本格的な企業結合会計が導入されようとしている今日,改めて次のような3つの疑問が湧いて来る。

持分プーリング法適用(または時価以下主義)によって買収した子会社であるにもかかわらず, なぜ子会社の資産負債の一律時価評価,すなわちパーチェス法による資本連結手続きが強制 されるのか。

上記 のように被買収企業の資産負債にパーチェス法によるフェア・バリュー評価を適用しても,買収企業の買収手段については簿価評価が前提(持分プーリング法の考え方)では,投資と持分の相殺消去差額は歪んだ連結調整勘定になるのではないか。というのも,親会社の買収手段がすべてキャッシュであれば,その投資額は買収時のフェア・バリュー以外の何でもないが,親会社が買収手段として新規発行株式を使ったにもかかわらず,時価発行処理ではなく,額面発行処理が行われる場合があるからである。(下記 参考1 ダイムラー・クライスラーのケース・スタディ参照)

上記 のような片手落ち手続きから発生した「投資差額」を「連結調整勘定」と割り切るとしても、それが果たして超過収益力であり、のれんという資産なのか。

これらの疑問に対する回答は、上記 については、買収対象である子会社純資産の評価にの みパーチェス法が適用されているからであり、 については、買収対価の評価にはパーチェス 法の適用が免れているからである。 とくに疑問 は,これからのパーチェス法適用による M&A でも,改正商法による株式交換制度の活用により,買収対価として株式が多用されるだけに要注意である。

持分プーリング法では,買収対価は買収企業発行の株式によることとされていたが(1970年の米国 APB オピニョン 16号),買収企業としては被買収企業のフェア・バリューで評価した純資産に見合う新株を発行・給付する一方,被買収企業の資産負債を簿価で引き継ぐためには,対価である新株についてもそのフェア・バリューによる株式総額ではなく,被買収企業の資本簿価相当額のみを子会社投資簿価として計上するからである。

参考 1 ダイムラー・クライスラー合併(事実上はダイムラーによるクライスラー買収)の関する,同社経理担当取締役 Dr. H. G. Bruns 氏の設例解説によれば,被買収企業の企業価値 8,000 に対して,買収企業は時価 10×800 株を発行・給付。ところが被買収企業の資本勘定は 4,500(資本金 2,500,準備金 500,剰余金 1,500)であったために,買収企業は,子会社投資を 4,500 に抑える一方,額面 $5\times800=4,000$ を資本金の増加,バランス 500 は準備金の増加とした。

(借方)子会社投資 4,500 / (貸方)資本金 4,000

資本準備金 500

その結果,買収対価総額 (時価発行総額) 8,000 と記帳額 4,500 の差,3,500 はオフバランス となった。 $^{14)}$

上記のケースでは買収対象の純資産も買収対価の株式もともに持分プーリング法で処理したために,合併後の合算バランスシートでは投資と資本が完全に相殺消去された。(なお,ここでは詳細は省略するが,連結消去の段階では,買収企業側の準備金を活用して,被買収企業がもっていた剰余金を引き継ぐ,準備金の剰余金への振替処理が行なわれている。つまり資本取引と損益取引の混同である。)

もし,わが国連結会計の資本連結手続きのように,被買収企業の純資産はパーチェス法で時価評価し,買収手段の新株は額面処理されたとすれば,逆のれん(4,500 8,000)が発生する。これは事実に反する逆のれんである。

わが国企業は,周知の通り,個別財務諸表作成段階では,"時価以下主義"で企業結合を処理してきた。"時価以下主義"とは,被買収企業の資産の含み損を相殺するに必要な額だけ含み益のある資産の時価以下で評価益を出すことにより,純資産を簿価で引き継ぐやり方である。商法と税法によれば,"持分プーリング法"から"パーチェス法"まで網羅する,多様な企業結合処理の選択が可能だった。

本来企業組織再編に係る企業結合会計が先行し、その結果出来上がった企業グループの個別財務諸表を集約するのが連結会計であるにもかかわらず、わが国ではまず連結会計が先行し、いまようやく企業結合会計が導入されようとしている。

上記疑問の については,以下において英米の会計基準との比較において検討する。

参考 2 投資と持分純資産の単純差額 = のれん説は ,英国の FRS10 号(1997)にも見られる。 Goodwill とは , FRS10 の定義によれば , 買収コストと識別可能な資産負債のフェアー・バリューの差額 (difference) であり , 資産として計上しなければならない。

第三者との取引から発生したのれんの評価は客観的であり,逆に云えば,内部創出のれんは 主観的であるから資産計上に不適ということになる。

もともと英国企業は,SSAP22号によって公に認められたところにより,のれん(goodwill) を資本準備金と相殺する「持分控除法」を多用してきた。

「持分控除法」とは,のれんを資産計上した上で段階的に償却する代わりに,株主持分と相 殺消去し,結果的に一括償却する会計処理である。

のれんという超過収益力を生む資産は株主持分に帰属するものであり,準備金にチャージして当然,という表面的主張はともかく,「持分控除法」の真の思惑は,期間利益を圧迫し,一株当り利益を低下させる段階的償却の回避にあったとしか考えられない。

ところが,持分控除法による一括償却は,その後の一株利益(ERS)を良くする反面, ギアリング・レシオを高める。(分母の自己資本を減少させるため。)

ギアリング・レシオ (Capital Gearing Ratio)とは,使用総資本(他人資本+自己資本)に対する実質長期借入金の比率である。

FRS10 号は,それまでの SSAP22 号が認めてきた投資差額の「持分控除法」を禁止し,親会社投資と子会社純資産の橋渡し(bridge)としてののれんの資産処理を原則とした。

ただし,償却だけでなく減損処理も認めた。

のれんの経済的寿命に限界があると認めたときは規則的償却処理 (amortization, FRS10 15), のれんの経済的寿命が無限と判断されるときは非償却+減損テスト (impairment test, FRS10-17), を企業の判断責任に委ねた。

この点は,次項で見るように,米国 FASB の批判を受けることになる。

また,上記のれんの定義からは,内部創出のれんは認めず,買取りのれんしか認めていないが,"容易に確認できる市場価値(readily ascertainable market value)"が存在する場合に限り,資産計上ができる(may be capitalized)とされた(FRS10 14)。

英国のブランド会計は FRS10 以前から会計慣行として存在したが ,上記で示した FRS10 の 2 つの " 優しさ " はブランド会計を改めて認知したものと思われる。

Barry Elliott & Jamie Elliott (2001) によれば,ブランドネームは,定期的レビューは必要だが,償却不要資産と考えられる特殊なインタンジブルであり,「ブランド会計」は,のれん償却によって弱体化したエクイティを修復するための会計慣行である。

第5章 米国の新会計基準 (SFAS141&142号) の先進性と問題点

1) 新会計基準の白眉は"コアのれん"論

米国 FASB は,2001 年 6 月,新しい「企業結合会計基準」(SFAS141)と「のれんとその他無形資産会計基準」(SFAS142)を公表し,同年 6 月 30 日から適用開始した。

具体的には,1970年の APB 意見書 16 号・17 号を見直し,持分プーリング法を禁止してパーチェス法一本に絞るとともに,のれんの償却を禁止して減損テストの対象とした。

一見したところ,極めてドラスティックな会計処理変更である。

しかしながら,改訂内容に立ち入って見れば,約 30 年にわたる無形資産の本質を巡る長い 論争が辿り着いた一つの帰結であり,のれんの本質を実に見事に分析している。

それは SFAS141 号の本文ではなく,アペンディックス B の "The Nature of Goodwill" (paraB102 から paraB106) に見られる。とくに paraB106 は次のように呼びかけている。

「この基準書は計算ミスを排除し,買収対価(purchase consideration)を出来るだけ正確に算出することにより,のれんが資産の定義に合うよう最善の努力が求められる。」

本文におけるのれんの定義はあくまでも,純資産のフェア・バリュー評価額と投資額の差額である。しかしながら,それは"のれんもどき"である。

資産としての"のれん"とは、従来のような投資と持分の単純差額ではなく、それから「その他無形資産(other intangible assets)」を分離し、さらにはバーゲニングから生まれるプレミアム・ディスカウントなどの夾雑物を排除した後に残る "コアのれん"(実体は"シナジー効果")であり、上記分離作業から生まれる「その他無形資産」とは、被買収企業が内部創出したかそれ以前に外部から買入れた知的財産権およびブランドに他ならないからである。

この一種の努力目標規定は,M&A の実務プロセスが,「デュー・ディリゼンス」プラス「バーゲニング」から成り立つことを想起すれば,それほど理解し難いことはない。

2)新企業結合会計で顕在化するインタンジブルズ

2001 年 6 月末表され 、それ以降の M&A から適用されることになった SFAS141 号 (business combinations) は持分プーリング法を禁止し , パーチェス法に一本化した。

1970 年の APB オピニョン 16 号以来認められてきた持分プーリング法は,あくまでも対等な持分の結合であることを立証するための 12 の厳しい条件を課していたが,被買収企業の資産・負債を簿価のまま引き継ぐことにより,資産の含み益やのれんを顕在化せず,その後の償却負担を免れ,できるだけ剰余金を引き継ぐために多用されてきた。

このような持分プーリング法が禁止され,パーチェス法が強制適用されれば,被買収企業が 潜在的に有するインタンジブルズの顕在化は不可避である。 同時に公表された SFAS142号 (intangible assets & goodwill)は,パーチェス法の強制適用によって必然的に発生するのれんについて,従来の償却処理から「非償却処理+減損テスト」に変更した。

このような企業結合会計とのれんおよびその他無形資産会計基準の改訂は,国際会計基準の 見直し,さらにはわが国の企業結合会計基準新設にも大きな影響を及ぼすはずである。

英国の FRS10 (1997) は , 前項で述べたように償却処理と非償却 + 減損テストの選択オプションを経営者に委ねたが , FASB はのれんの寿命判定は実践的ではないとして退けた (SFAS Appendix B82)。

この会計基準変更は,償却禁止への変更意図は一体何なのか,持分プーリング法禁止の代償か,等々の疑問や思惑を生む一方,たまたま IT バブル崩壊や,AOL がパーチェス法で買収したタイムワーナー社ののれんを一括減損処理し,巨額損失を計上した時期とタイミングが一致したこともあり,わが国では持分プーリング法禁止やのれんの償却禁止は,かなり衝撃的に受け止められた。

しかしながら,持分プーリング法については,対等合併という名の中空構造組織を避ける方向で見直すべきであるし,のれん償却禁止については,次の点に留意したい。

すなわち,「償却禁止+減損テストの対象となるのれん」とは,買取りのれん全体ではなく, 第一ステップで「その他無形資産」(other intangibles)を振り分け,第二ステップで 6 つのコ ンポーネントに分けたあとに残る"コアのれん"である。

振り分けやコンポーネント分析が実務上極めて困難であるが,これからの M&A において分離・分析不可能な " のれんもどき " を生まないための警告として受け止めれば,そこに,グループ企業価値最大化戦略と開示の目的適合性・信頼性の両立を可能にするベスト・サジェッションを読みとることが出来るはずである。

3) 買い入れのれんの分析 …「その他無形資産」の振り分け

買い入れのれんの非償却処理 + 減損テストは疑問と批判の的であるが, SFAS142 号のハイライトは, その他無形資産の振り分けと, そのあとのコンポーネント分析にある。

まずは,SFAS に先行した 2001 年度公開草案("ED2001"と呼ぶ)の記述を追ってみよう。 のれんの資産性については,概念的枠組みに照らし,「その他無形資産」と峻別する。

買い入れのれんは概念的フレーム・ワークに照らし,下記 A または B の定義を満たすものは「その他無形資産」として,買い入れのれんから振り分ける。

- A,契約上の権利または法的な権利から発生し,将来の経済的便益を支配する力。
- B , 分離または分割され , 売却・譲渡・ライセンス供与・賃貸または交換されるもの。 ED2001 は , のれん以外の無形資産の上記定義 B の範囲を柔軟に拡大している。すなわち ,

単独では処分不可能であっても,関連資産・負債とともにグループで処分可能であれば基準を満たす,現実に分離処分する意図がなくても構わない,としている。

(SFAS141 パラグラフ A14 には詳しい例示がある。)

以上のように,単独または関連資産・負債とともに処分可能な「のれん以外のその他無形資産」をまず分離し,のれんの範囲を絞り込む。(48)

ブランドとのれんの関係については,両者を混同し,同一視する意見とともに,ブランドは優れた事業活動や製品への顧客信頼度の集積であり,のれんは買収価額と資産価値の差額であり,両者は全く異なる,という意見が聞かれるが,米国新会計基準ではそのような意見はもはや正しくない。というのは,新会計基準では,ブランドは明示されていないが,いままでオフバランスとなっていた開発途上のプロジェクト(In Process R&D)や顧客リストなど,識別可能性(分離・分割による売却処分の可能性)があれば,「その他無形資産」への振り分けが可能だからである。

4) 買い入れのれんの分析 …コンポーネント分析

のれんが将来キャッシュ・フローを生む限り、概念的フレーム・ワークの資産の定義を満たすとしても、FASB は次のコンポーネント分析により、シナジー効果(相乗効果)としての"コアのれん"を析出し、夾雑物はそれぞれの本質に応じて会計処理すべきであるという。

買収日現在における被買収企業の純資産フェア・バリューがその簿価を超過する額。 被買収企業がいままでに測定困難なために認識できなかったその他純資産のフェア・バリュー。

被買収企業のゴーイング・コンサーン要素である超過収益力。ゴーイング・コンサーン要素とは,確立されたビジネスが生む高い収益力であり,個別資産をバラバラに生むよりも一体化した資産が生むシナジー効果である。その超過収益力は,市場の不完全性や法的なまたは取引費用に起因する,潜在的な競争相手の市場参入を遮り,独占的利益を獲得する力でもある。

買収企業と被買収企業の純資産と事業の結合によって期待されるシナジー効果。それは各企業結合に特有であり、結合が異なれば異なるシナジー効果を生む。

現金以外の買収手段の過大評価エラー。例えば,買収の対価として新株を発行する場合に, 比較的少数の株式しか取引されない市場価格によって評価したとすれば,株式が換金された 場合に比べて過大評価につながる場合がある。これは現金による買収では起こりえない価値 測定エラーである。

競争入札によるオーバーペイメント, または投げ売り(distress sale または fire sale)によ

るアンダーペイメント。

FASBは,上記6つのコンポーネントについて以下のような会計処理を示す。(56-59)

と はともに被買収企業サイドで発生するものであり、概念としてのれんではなく、 は もともと利得(gain)であり資産として認識していなかったものであるから、あらためて資産 の一部として認識すべきものである。 は個別認識すべき無形資産である。

と はともに買収企業サイドで発生するものであり,のれんでも資産でもない。 は単なる見積り違いであり,オーバーペイメントは損失であり,アンダーペイメントは利得である。

と は,これこそ真ののれん("core goodwill")である。

まず であるが、これは被買収企業に買収以前から存在したか、または被買収企業が内部で 創設した(internally generated)のれんであり、被買収企業が持つ資産の総体が生み出すシナ ジー効果である。

は被買収企業と買収企業が結合することによってジョイントで生み出すシナジー効果 (相乗効果) である。

このコンポーネント分析は, SFAS141 では Appendix の B102 105 にも見られる。

以上のように,コンポーネント分析は, 自生のれんと シナジー効果のみが資産性のある "コアのれん",であり,その他の部分は"のれんもどき",と結論する。

次の表は6つのコンポーネントを整理したものである。

コンポーネント	内容	発生場所	会計処理
	キャピタル・ゲイン	被買収企業	資産簿価修正
	認識もれの無形資産	被買収企業	無形資産
	資産総体のシナジー効果	被買収企業	コアのれん
	企業結合のシナジー効果	被買収&買収企業	コアのれん
	買収手段の評価エラー	買収企業	本章1)項参照
	単なる見積もり違い	買収企業	損失,または利得

本章は、「企業会計」2001 年 12 月号に発表した拙稿"米国におけるのれん会計の新しい展開"に、L・Todd 他の論文"Is Goodwill an Asset?"(Accounting Horizons September 1998)等を参考に、追加訂正を加えたものである。

5) 逆のれん (Negative Goodwill)

逆のれん(または負ののれん)とは,のれんとは逆に,相手の純資産を安く買収した場合の買収価額超過額である。わが国では早期償却(利益計上)が適当と云われるが 15),米国新基準に

よれば次の順序で慎重に処理される。(SFAS141 para44,45)

有形固定資産等(棚卸資産,金融資産等を除くその他資産)の簿価減額にプロラタ配分 残額は特別利益

また、ドイツでは、さらに慎重である。

他にのれん未償却残高があれば,それと相殺処理する。(DRS39)

将来損失に関連すれば,その時に同時に利益計上する。(DRS40)

将来損失も見込めない場合は規則的に償却するか,または最初の連結時に利益計上する。 (DRS41)

おわりに 将来への展望

第1章では、わが国でも関心が高まりつつある知的財産、ブランド、のれんなど背景を素描し、第2章以下ではグローバル・スタンダード(米・英・国際会計基準、一部では独会計基準)とわが国会計基準を比較しながら、無形資産の資産性について検討した。

そこで明らかになったことは2つある。

- 1)わが国無形資産会計は、研究開発費会計基準を除き、かなり立ち後れているという事実である。近年のわが国会計基準の国際化は、とくに有形資産や金融商品に関しては、目覚ましいものがあるが、これからわが国経済の国際競争力を考える場合、知的財産、ブランド、のれんの資産性と会計処理の検討は重要である。ところが、無形資産の資産性の不確実性は否定し難く、企業情報の開示におけるオンバランスには慎重でなければならない。たとえば知的財産報告書というバイパスも考えられる。
- 2) これからの M&A で不可避的に発生するのれん,とくに米国新会計基準による"コアのれん"の概念は白眉である。もちろん,のれんの本質を"シナジー効果"に絞り込むプロセスは 実務上至難である。企業組織再編戦略としての M&A は、 被買収企業のオンバランス上の資産負債についてのデュー・ディリゼンス, オフバランスになっている無形資産の発見・評価,

企業結合前と後の"シナジー効果"の評価, バーゲニングなど,そのプロセスは複雑であるだけに,買収価額と純資産のフェア・バリュー評価額の差額をのれんと無形資産に分け,しかも評価エラーやプレミアムとディスカウントに部分展開することは不可能に近い。

しかしながら,事後的なコンポーネント分析は至難であっても,M&A の計画段階から知的 財産,ブランド," コアのれん " 概念が念頭にあるかどうかによって,M&A 後の業績に大きな 結果の差が表われるであろう。

参考文献

- 1) ブランド価値評価モデル特集,「企業会計」2002年8,9月号,中央経済社
- 2) バルーフ・Lev 著, 広瀬義州・桜井久勝監訳「ブランドの経営と会計」, 2002, 東洋経済
- 3) 伊藤邦雄「企業会計のゆくえ・無形資産会計の論理と展望」」 「会計」2002年2月号
- 4) Business Week, 2002年8月19-26日号
- 5) 渡邊俊輔編著「知的財産」2002, 東洋経済新報社
- 6) Barry Elliott & Jamie Elliott $^{\mathsf{f}}$ Financial Accounting & Reporting 5th Edition $_{\mathsf{J}}$, 2001, Prentice Hall
- 7) Deloitte Touche 「GAAP 2002 UK Financial Reporting & Accounting」
- 8)「現代思想」2002年9月号特集"知的財産 情報は誰のものか"
- 9) ナオミ・クライン著, 松島聖子訳「ブランドなんかいらない」, 2001年, はまの出版
- 10) 飯野利夫著「財務会計論 第3版」平成12年,同文館
- 11) Richard G · Schroeder 他「Financial Accounting Theory and Analysis Third Edition」, 2001 , John Wiley & Sons. Inc .
- 12) 日本公認会計士協会編「監査小六法」2001, 中央経済社
- 13) 黒沢清, 番場嘉一郎監修「体系制度会計」 昭和 52年, 中央経済社
- 14) Dr H. G. Bruns "Moeglichkeiten und Grenzen der Pooling-of-Interests-Methode Erfahrungen im DaimlerChrysler-Konzern"

(「Wertorientierte-Konzernfuehrung」, 2000, Schaffer-Poeschel Verlag, Stuttgart) 拙稿「持分プーリング法はなぜ禁止されたのか」, 平成 14 年 1 月 14 日号週刊「経営財務」

15) 森田哲弥他著「連結財務諸表制度詳解」平成 12年,中央経済社

なお,諸制度会計に係わる参考文献は各国際比較表の末尾に記載した。

無形資産会計の国際比較 アメリカ

項目	内容要旨
1 , 定義	過去の取引・事象から生まれる将来の経済的便益(net cash inflow)。 企業の独占的・排他的権利。(SFAC6 号 para25;資産の定義)
2 , 例示	SFAS141号(A14,15,)によるのれん(goodwill)以外の無形資産市場関連無形資産…商標権(言葉,名前,シンボル,その他の商品と区別できるものは何でも良い),商号,ユニークな包装デザイン,新聞のマストヘッド,インターネットのドメイン名,顧客関連無形資産…顧客リスト,受注残高,契約に基づく顧客関係,契約に基づかない顧客関係芸術関係…演劇,オペラ,パレー,書籍,雑誌,新聞,音楽,絵画,写真,ヴィデオ,映画,テレビプログラム
	契約関連無形資産…ライセンス供与,ロイヤリティ,広告,建設,マネージメント,サービス,サプライ,リース,建設許可,フランチャイズ契約,オペレーションおよび放送権,掘削・水・空気・鉱物・木材伐採・道路等使用権,モーゲージサービス,雇用契約
	テクノロジーベース無形資産…特許権,コンピュータソフトウエア,未出願特許, データベース,営業上のフォーミュラ,プロセス,レシピ(秘訣,秘法)
3 ,分類基準	識別可能性…個別に識別可能か,特定のアイデンティティを欠くか取得形態…単独取得,グループ取得,企業結合,内部創出有効期間…法律,契約による期間制限があるか,無制限か企業からの分離可能性…移転・売却は可能か,企業と一体か(APB17 para10)
4 ,外部から取得	APB17 号
した無形資産の貸借対照表価額	単独取得,グループ取得,企業毎取得,いずれの場合にも,識別可能な資産については,取得日の歴史的取得原価(APB17 para15,24)のれんなど,識別不能な資産については,企業買収額と上記識別資産額の差額(APB17-para26)
	取得費用(使用に供すまでの費用)を含む(Schroeder P283) 当初認識には、認識可能性とともに測定の信頼性が求められる。 (認識可能であっても、測定不能部分はのれん扱いへ。SFAC5号による情報の目的 適合性・測定可能性・信頼性) SFAS142号
	単独取得またはグループ取得による無形資産はフェア・バリュー で認識・測定(APB17 para9)
5 ,取得後の会計 処理	有効期間を特定できる場合; 規則的償却(amortization)(APB17 para16) 有効期間が不特定な場合(のれん等); max40 年以内規則的償却(APB17 para17) ただし,2001 年 SFAS142 はのれんの償却を禁止し,減損テスト対象とした。

6 ,内部創出資産	原則として,発生時一括費用処理 内部創出資産の維持費用も発生時費用処理(APB17 para24) 例外はソフトウエアー開発費:資産計上可能 その他,条件付きで認められる多数の例外処理がある。
7,研究開発費の定義と会計処理	研究とは、新商品・サービスの開発、新生産プロセス・技術開発に拘わる新知識の発見を目的とした、計画的研究・調査開発とは、研究結果を新プロダクトまたは新プロセスの企画・デザイン、または既存プロダクト・プロセスの有意義な改善に応用すること、ただし、既存プロダクト・プロセスの定期的変更は対象外(FASB・SFAS2 para8)研究開発費と将来便益の関係は特定し難く、将来便益の不確実性が極めて高い(たとえば、新プロダクトの結実した割合は2%以下、商業的に成功した割合は15%以下という調査結果がある)、外部取得の研究開発案件については、将来の活用が見込まれない場合;取得時費用処理、将来の活用が見込まれる場合;APB17による資産化処理(SFAS2 para11) 進行中の特定研究開発プロジェクト(In Process R&D)の買収は、オリジナルコストではなく、フェア・バリューで取得したものと解釈する(FASB解釈指針 No・4)内部開発費と同様、取得期に費用処理するが、のれん価額引き下げに有効。
8 ,ブランド会計	研究開発費や広告宣伝費から生まれた内部創設プランドは,取得時費用処理される,買入れたトレード・マークやトレード・ネームは資産計上。 のれんから区別されたプランドを単一資産として認識することを排除するものではない(SFAS141 paraA16)
9 ,企業結合にお けるのれんの会計 処理	2001 年,持分プーリング法禁止(SFAS141 号)と同時に, のれんから「その他無形資産」を分離, 分離後ののれんを 6 つのコンポーネントに分析, シナジー効果としてののれんは償却禁止,減損テスト対象へ(SFAS142 号) 逆のれんは,フェア・パリュー評価された資産以外の資産へ按分比例で割り振り, 残は特別利得。

FASB $^{\Gamma}$ Original Pronouncements Volume $\;\;$ $_{\text{J}}$ 2000 , John Willy & Sons , Inc .

Richard G \cdot Schroeder (t Financial Accounting Theory and Analysis $_{\mbox{\sc J}}$ 2001 , Willy & Sons , Inc .

FASB $^{\mathsf{r}}$ Statement of Financial Accounting Standards No . 141 & 142 (2001)

無形資産の国際比較 英国

項目	内容要旨
1 , 定義	物的実体のない非貨幣性資産。識別可能で企業によってコントロールされ,法的または契約で保護される資産 (FRS10 para2)
2 , 例示	ライセンス,割当て,特許権,版権,フランチャイズ,トレード・マーク等(同上)
3 ,分類基準	開発費,土地使用権,特許権,ライセンス,トレード・マーク等 のれん
4 , 外部取得による無 形固定資産の貸借対照 表価額	分離取得資産は取得原価(at cost)で資産計上(FRS10-9)。 または," readily ascertainable market value"(同質・多量 な資産が活発に取引される市場で成立するフェアー・バリュー)(FRS7)
5 , 取得後の会計処理	FRS10以前;繰延資産計上または即時償却の選択可(SSAP22) FRS10以後;一旦資産化し,有効期間(limited useful economic lives)が有限ならば,その期間に規則的償却(amortization)または減損テスト(impairment review)。 もし無限ならば,非償却(FRS10 17)。ただし,会社法による"true & fair view"の原則に対する例外であり,有効期間が無限であることを,産業の安定性,商品寿命,参入障壁による競争力等により証明しなければならない(FRS1020)。
6 ,内部創出資産	原則として資産計上禁止。ただし,のれん以外のインタンジブルズは" readily ascertainable market value " があれば資産計上可。(FRS10-14)
7,研究開発費の定義 と会計処理	研究費(実験的・理論的研究に係わるもの)は発生時費用処理 開発費(商業生産のための新素材、プロダクト、プロセス、システム開発に 係るデザイン、建設、テスト等 SSAP13の定義)は原則費用処理であるが、 いくつかの厳しい条件を満たせば資産(繰延資産)計上可能。 条件とは、プロジェクトが明確に定義されていること、関連費用が分離識別 可能であること、プロジェクト結果の技術的かつ商業的成功がマーケットに照 らして評価できることなど。 繰延資産は生産開始からはじまる期待収益期間にわたって、規則的に償却。繰 延資産の残高は回収可能性とwrite offの必要性につき毎期末レビューを要す。
8,ブランド会計	FRS10 以前; 明確な会計基準がなく,会社法が任意とする英国では,自社プランドを無形固定資産として再評価し,資産計上する有名企業が表われた。 FRS10 は,自社ブランド開発コストの資産化を禁止。ただし,他の無形固定資産と同様,内部創出のれんであっても ", readily ascertainable market value"があれば,資産計上可。
9 , 企業結合における のれん	パーチェスとしての企業結合から発生する差額(買収総額と識別 可能純資産の差額)はのれんとして無形資産計上可。 (単独買入れのれんも資産計上可)

参考文献

$$\label{eq:counting_James} \begin{split} & \text{Deloitte\,\&\, Touche} \ ^\intercal \text{GAAP\,2002} \quad \text{UK Financial Reporting\,\&\, Accounting\, J} \\ & \text{Barry Elliott\,\&\, Jamie Elliott\,}^\intercal \text{Financial Accounting\&\, Reporting } \quad 5\text{th Edition\, J} \ , \ 2001 \ , \ \text{Prentice Hall} \end{split}$$

無形資産会計の国際比較 国際会計基準 (1998年改訂 IAS38号)

無形質産会計の国際比較	(1998年改訂 IAS38号)
項目	内容要旨(カッコ内:IAS38 パラグラフ・ナンバー)
1 , 定義	物理的実体をもたない,識別可能な非貨幣性資産で,モノ・サービスの生産・ 販売,または内部管理に有益なもの 企業が支配し,将来の経済的便益が期待されるもの(7)
2 ,例示	科学技術上の知識,デザイン,新プロセスまたはシステム,ライセンス,知的財産権(intellectual property),マーケット・ナレッジ,トレード・マーク(プランドや版権を含む)より具体的には,コンピュータ・ソフトウエアー,特許権,版権,映画,顧客リスト,輸入割当,フランチャイズ,顧客・サプライヤー関係,マーケット・シェアー等(8)
3 , 分類基準	識別可能性が最重要な分類基準。識別不能なのれんは無形資産の定義を満たさない(10) 下記9項参照 賃貸,販売,交換,配布できるものは識別可能資産である(11) 分離可能性は識別に必要な基準ではない,他の資産と一体で,経済的便益を生むものは識別可能である(12) コントロール可能性は法的権利に裏付けられる場合に最も明白であるが,必ずしも法的保護によるものとは限らない(13)
4 , 外部から取得した 無形資産の貸借対照表 価額	資産計上義務あり。取得日のフェアー・バリュー評価額。 活発なマーケット価格,ビット価格,直近類似取引価格。(28) 活発なマーケットがない場合,arm's length 取引価格。(29)
5 , 取得後の会計処理	ベンチマーク処理…当初の貸借対照表価額マイナス減価償却累計額また は減損処理累計額(63) 代替処理…再評価後の貸借対照表価額マイナス減価償却累計額または減損処 理累計額(64)
6 , 内部創出資産のための支出処理	将来便益の蓋然性が高く,コスト測定に信頼性(19)があり,マネージメントが経済条件に合致する合理的仮定の下で将来便益を評価している場合(20)には資産計上(53) 内部創出のれんは資産として認識してはならない(36) 内部創出のれんは信頼性ある測定が可能で,企業がコントロールできる識別可能な資産ではない(37) 企業価値と識別可能資産の差額は企業がコントロールできる資産ではない(38)
7,研究開発費の定義と会計処理	研究段階:新知識獲得を目指した諸活動,他の素材,装置,プロダクト,プロセス,システムまたはサービスの探求等以上の段階で発生した費用は発生時一括費用処理開発段階:使用または販売目的の無形資産を完成させる意図,そのための技術的検討,使用または販売する能力,将来便益を生む高い可能性等6つの条件をすべて満たすプロジェクト費用については資産化処理すべき(45)なお,資源開発は研究開発費会計の対象外。
8,ブランド会計	内部創出ブランドは資産として認識してはならない(51) 内部創出ブランドのための支出はビジネス全体の開発費と区分不可能であり, 無形資産とはみなし得ない(52)
9,企業結合によるの れんの会計処理	企業結合における,買収額と識別可能資産の差額がのれん 実体はシナジー効果 IAS22(1998 年改訂)参照

IASC $^\intercal$ International Accounting Standards 2000 $_{
m J}$

Barry J \cdot Epstein (b $^{\Gamma}IAS\ 2001\ Interpretation\ and\ Application\ _{J}\ John\ Willey\ \&\ Sons\ Inc$,

無形資産会計の国際比較 日本

項目	内容要旨
1 , 定義	
2 , 例示	営業権,特許権,地上権,商標権等は無形固定資産に属するものとする(企業会計原則,第三貸借対照表原則,四(一)B)営業権,特許権,借地権,地上権,商標権,実用新案権,意匠権,鉱業権,漁業権,ソフトウエアー,その他これらに準ずるもの…水利権,版権,著作権,映画会社の原画権等(財務諸表規則27条 無形資産の範囲)
3,分類基準	法律上の資産…4 大工業権 (特許権,実用新案権,商標権,商号権),借地権,」地上権等 事実上の資産…のれん
4 ,外部取得資産の貸借対照表価額	貸借対照表に記載する資産の価額は,原則として取得原価を基礎とする。(企業会計原則,第三 五 E) 営業権は有償で譲り受け又は合併によって取得したものに限る。 (企業会計原則,注25)
5 ,取得後の会計処理	有効期間に規則的償却。減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。(企業会計原則,第三 五 E) のれんは,商法上5年以内,連結会計原則上20年以内均等償却のれんも対象となる減損会計は2006年3月期から完全実施(2004年3月期早期適用可)が決定。
6 ,内部創出資産	原則,発生時一括費用処理。 例外,ソフトウエアー開発費はプロトタイプ完成後資産計上可。 内部創出のれんの資産計上禁止。
7 ,研究開発費の定義 と会計処理	新製品または新技術の研究,新技術または新経営組織の採用,資源の開発,市場の開拓,目的の支出は資産(繰延資産)に計上可。 ただし,支出後5年以内に均等額以上償却を要す。(商法286-3) 平成10年の研究開発費会計基準実施により,原則として発生時一括費用 処理に変更された。理由は,研究開発の成功する確率は低く,技術革新のスピードが速まったため。 ただし,新経営組織の採用や新市場の開拓は開発費に該当せず,もともと発生時一括費用処理が一般的だった。
8 , ブランド会計	
9 ,資本連結手続きにおけるのれんの考え方と処理	買収企業の投資と,被買収企業のフェアー・バリュー評価後の純資産に占める 持分との差額(連結調整勘定)は超過収益力を表すのれんとみなし,原則 20 年 以内に規則的償却処理(連結会計原則)

日本公認会計士協会編「監査小六法」2001,中央経済社